

2 年以上就労経験がある方へ

専門実践教育訓練給付金制度

入学金

授業料

実習費

80% 給付

1 年次
2 5.5 万円

2 年次
1 6.5 万円

在学中 4 2 万円給付

現役で
資格取得・就職
1 6.8 万円

賃金 5 % 上昇
された方
8.4 万円

卒業後 追加支給 3 0 % 分

最大 6 7.2 万円の給付

専門実践教育訓練給付金制度とは

通算して3年以上(**初めて支給を受けようとする方は2年以上**)の雇用保険被保険者期間であった方を、中長期的なキャリアアップを国が支援するもので、厚生労働大臣が指定した講座を受講することにより、支払った教育訓練経費に相当する額の**50%がハローワークから支給**されます。

また、対象資格の取得かつ雇用保険被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には、支払った教育訓練経費に相当する額の**20%の追加支給**を受けることが出来ます。訓練前後で賃金が5%以上上昇した方には教育訓練経費の**10%の追加支給**を受けることが出来ます。

さらに、45歳未満の失業状態にある方が一定の要件を満たす場合には、教育訓練支援給付金も支給されます。

※ 手続きは、受講開始日の1か月前までに行ってください。

※ 受給資格の確認等は、近くのハローワークへお問い合わせください。